

収入がなかった場合 および 寡婦控除・ひとり親控除・扶養控除等を申告する場合

申告期間は

(水) から
(火) までです

申告されませんと納税通
れたり、課税証明書を発
があります。

◆収入がなかった方・収入が非課税所得(遺族年金や障害年金など)のみの方
収入がなくても申告が必要な場合があります。
国民健康保険または後期高齢者医療保険等に加入されている方や所得判定
が必要な行政サービスを受けている(受けたい)方は、申告をしてください。(裏面
⑥の記入が必要です)

給与所得の源泉徴収票、各種控除の領収書又は証明書(生命保険料、
地震保険料等)は、この申告書にのり等で貼らずにご提出ください。

※ 切り取り線(切離してお送りください。)

江戸川区長 殿

※ 非課税の方へは納税通知書等を送付していません。

年 月 日提出
受付日

令和 4 年度特別区民税・都民税申告書

電話番号を必ず記入してください。

1月1日の住所	江戸川区 中央1-4-1	電話番号	自宅・勤務先(携帯)	090 (xxxx) △△△△
現在の住所	同上	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	45年 3月 3日
(フリガナ)	エドガワ ハナコ	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	職業 なし
氏名	江戸川 花子			

① 所得金額

令和3年中に収入・所得があった方は右の欄に記入	所得の種類	(a)収入	(b)必要経費	(c)専従者控除・特別控除
	事業専従者(070) 給与(ア)		←年間収入額を記入してください。	

◎寡婦控除・ひとり親控除共通の要件 ※寡婦控除・ひとり親控除の両方を受けることはできません。

- (1)前年の合計所得が500万円以下
- (2)事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいない

◆寡婦控除の適用要件
(住民税控除額:26万円)

- ・夫と離別・死別し現在婚姻をしていなく、子以外の扶養親族がいる。
- ・扶養親族はいないが、夫と死別または夫が生死不明
- 上記どちらかに該当し、共通の要件を満たす場合に対象になります。

◆記入例
該当の項目を○で囲み、該当日を記入してください。

◆ひとり親控除の適用要件
(住民税控除額:30万円)

婚姻歴や性別に関わらず、現在婚姻をしていなく(または配偶者が生死不明)生計を一にする子がいる方で、共通の要件を満たす場合に対象になります。

◆記入例
にチェックをし、③扶養親族欄に扶養している子について記入してください。

雑損控除	地震802(17)	雑損610(24)
長期損害保険料控除	長期661(18)	寄附ふる(25)
寡婦控除	配偶者と(該当)○(死別) (生死不明) (該当のとき○) (該当日 H31年 10月 10日)	寄附他(26)
ひとり親控除	配偶者がおらず、生計を一にする子がいる。 <input checked="" type="checkbox"/> に✓し(○)に記入	配偶所得(27)
扶養親族控除	精神障害(期限 年月 日まで) (該当のとき○) (証明書等) 身体障害(知的障害(愛の手帳) 度) (証明書等) 本人障害者その他(特障(1) 特障(2))	(所)配特(28)
計		(29)

※ 雑損控除・寄附金税額控除のある方は、裏面の⑨に記入し、「申告の手引き」に記載の証明書・領収書等を添付してください。

配偶者	氏名	個人番号	続柄	生年月日	同居・別居	障害	同一生計	給与収入	公的年金収入
			配偶者	大平 年 月 日	同・別	精・身知・他(度)	同一	円	円
扶養親族	氏名	個人番号	続柄	生年月日	同居・別居	障害	所得の種類	円	
	江戸川 春美	789123456789	子	明・大・昭平・令 14年 5月 5日	同・別	精・身知・他(3)(度)	所得の種類	円	

⑤ 徴収方法の選択

扶養親族の障害者控除を申告する場合はこちらに記入の上、障害者手帳の写し等の添付をお願いいたします。

(注) 配偶者又は扶養親族が別居の場合は、その方の住所を裏面の⑩に記入してください。

④ 所得金額調整控除に関する事項 (あなたの給与等の収入金額が850万円(特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は、800万円)以下であること)

対象者	氏名	個人番号	続柄	生年月日	同居・別居	障害
				明・大・昭平・令 年 月 日	同・別	精・身知・他(度)

(注) 配偶者又は扶養親族が別居の場合は、その方の住所を裏面の⑩に記入してください。

C#1	C#2	C#3	控配	扶養数	障害者	受付	許可・保険・在留	窓口にいらした方
			有 無 老 同	同老!老人 特定 他扶 年少 普障 同特!特障		入力	個人・() 再審	続柄
			支払先名称	支払先住所・電話番号	所得種類	収入金額	扶養特定	氏名
					I・R		納通発送	

申告書の提出及びお問い合わせ先

〒132-8501

江
江
電

◎収入・所得がなかった方

収入がなかった方、収入が非課税所得のみの方は、令和3年中の状況について「ア～カ」の該当するものに○および記入をしてください。

をご利用ください。

今後、税法等に改正があり、新税法が適用される場合があります。

親族などに扶養されていたまたは仕送りを受けて生活していた方は、その方について記入してください。

⑥ 令和3年中に収入・所得がなかった月がある方の記入欄

<p>所得がなかった月がある方でも、後日、 ・後期高齢者医療 ・就学援助 ・国民健康保険 ・国民年金 ・各種手当等の資格審査などの基礎資料や、非課税証明書の発行などに必要となりますので、右の欄の「ア～カ」の該当するものに○をして記入してください。</p>	ア	右記の方から扶養・援助又は仕送りを受けていた。	氏名 <u>江戸川 春美</u> 続柄 _____
	イ	単身赴任・海外出張をしていた。	同居 <u>別居</u> (住所: <u>東京都〇〇区××1-1-1</u>) 電話 <u>03-xxxx-△△△</u>
	ウ	生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。	赴任先名称 _____ 赴任先住所 _____ 電話 _____ 赴任期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで (予定)
	エ	生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。	受給期間 <u>令和2年3月1日</u> から <u>②</u> 年 _____ 月 _____ 日まで受けていた。
	オ	非課税所得があった。(障害年金・ <u>遺族年金</u> ・遺族恩給(扶助料)・児童扶養手当・特別障害者手当・雇用保険(失業保険)・労災保険・育児休業給付金等)	① <u>現在も受けている</u>
カ	預貯金又は借入金で生活していた。	その他 _____	

該当のものに○をしてください。こちらにない場合は、「カ その他」欄に記入してください。

⑦ 営業等、不動産の所得計算書

所得の 収入金額	貯金・借入金で生活していた場合は「オ」に○をしてください。
必要経費	
(a) 収入合計	
売上原価	
租税公課	
水道光熱費	
修繕費	
給与・賃金	
家賃・地代	
消耗品費	
旅費・通信費	
(b) 経費合計	
(a)-(b) 所得金額	

⑧ 給与収入明細書 (令和3年中に給与収入があった方で源泉徴収票がない場合)

月	収入金額	社会保険料	月	収入金額	社会保険料
1	円	円	7	円	円
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		
賞与			賞与		
合 計 (年 収)					
日給	円	月平均稼働日数	月収	円	年間稼働月数
	円 ×	日 =	円 ×	か月	
勤務先名称(支払者名)等 _____					
所在地(住所) _____					
		就職年月日	年	月	日
		退職年月日	年	月	日
※ 申告後、収入を修正する場合は源泉徴収票等の資料が必要となります。					

⑨ 雑損控除・寄附金税額控除の明細 (証明書、領収書等の添付が必要です。)

雑損控除	損害の原因	損害を受けた資産の種類など	損害年月日	① 損害額	② 補てんされる金額	差引損害額①-②	差引損害額のうち災害関連支出の金額
				円	円	円	円
寄附金税額控除	寄 附 先 名 称	寄 附 金 額	寄 附 先 名 称	寄 附 金 額			
		円		円			
		円		円			

⑩ 専従者控除に関する事項

専従者氏名	個人番号	生年月日	続柄	住 所	専従者給与(控除)額
		明・大 昭・平			円
		明・大 昭・平			円

⑪ 別居している扶養親族の住所 (ここに記入した扶養親族は必ず表面④又は⑤にも記入してください。)

扶養親族氏名	住 所

⑭ 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得			円
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			円
事業用資産の譲渡損失など	種類		円
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月	日

⑫ 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月日	収入金額	必要経費
			円	円
			円	円

⑮ 事務所・事業所に関する事項

江戸川区外に住所がある方で区内に事務所・事業所等を有している方	名 称	
	電 話	
	所在地	

⑬ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。	配 当 割 額 控 除 額	円
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	円

⑯ 次の分離譲渡所得等がある方及び源泉徴収されている上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等について所得税と異なる課税方式を選択する方は、総務部課税課までお問い合わせください。

分離短期・長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等(申告分離課税)、先物取引に係る雑所得等、特定支出控除の特例、山林所得、変動・臨時所得等